

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

板野町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載エリアの内、農業振興地域に限るものとする。

2 促進計画の目標

板野町全域

(1) 現況

本町の農業は、北部の山麓地域と南部の平坦地域に区分され、北部の山麓地域においては果樹・水稲が盛んで、南部の平坦地域においては畑の耕地比率が高く、野菜・水稲が主に栽培されている。

しかし、農村地域の高齢化等による集落機能の低下から、農地・水路等の地域資源の保全管理が十分とは言えず、今後更なる遊休農地の発生も懸念されるため、これらの対策を講じることが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農村地域の有する多面的機能が今後も適切に維持・発揮されるよう、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	板野町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

重点区域の設定なし

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

該当なし